

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例
第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第21条第1項」を「並びに第21条第1項及び第2項」に改める。

第3条第1項第5号及び第6号中「実状」を「実情」に改め、同条第3項中「耳鼻
いんこう科」を「耳鼻咽喉科」に改める。

第4条第1号中「第15条の2」を「第15条の3」に改める。

本則に次の2条を加える。

（療養病床を有する診療所の人員の基準）

第5条 法第21条第2項第1号の規定により療養病床を有する診療所が有しなけれ
ばならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数
を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すご
とに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

2 第3条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設の基準)

第6条 法第21条第2項第3号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない施設及びその構造設備は、次のとおりとする。

- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (2) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

附則第2条の前の見出しを「(病院に係る基準に関する経過措置)」に改める。

附則第4条中「療養型病床群」の次に「(以下「旧療養型病床群」という。)」を加え、「第8号」の次に「。以下「平成13年改正省令」という。」を加える。

附則に次の見出し及び2条を加える。

(療養病床を有する診療所に係る基準に関する経過措置)

第5条 法第21条第2項第1号の規定により療養病床を有する診療所が有しなければならない従業者及びその員数は、当分の間、第5条第1項各号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。
- (2) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適當数

第6条 平成13年3月1日において現に開設されている診療所の建物(同日において現に存したもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所(同日後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第6条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号）附則第1条第3号に掲げる日から施行する。

（提出理由）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第82号）の施行に伴い、療養病床を有する診療所における人員及び施設に関する基準を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。